

答 申

第 1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が部分開示とした「安和棧橋の敷地内への土砂堆積に関する赤土等流出防止条例に基づく事業行為届出書一式等の文書」（以下「本件公文書」という。）のうち、別表に記載された公文書（以下「当該公文書」という。）の「審査会の判断」の項目中「不開示」と記載の箇所については不開示とすべきである。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求及び執行停止申立

沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年 7 月 22 日付けで実施機関が行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、条例第 16 条第 1 項に規定する第三者である特定企業（以下「審査請求人」という。）が本件処分の一部不開示及び執行停止を求めたものである。

2 審査請求の理由

開示によって知り得た一部分のみの情報を抜粋し、誤ったニュアンスで取り上げられてしまうと、風評被害だけでなく、セメント製造をはじめとする弊社操業への更なる影響拡大・損害額増大や器物損壊被害、また最悪の場合は人的被害にも至る可能性も考慮し、不開示とさせていただきたい。

3 審査請求人の反論書

令和元年 8 月 30 日付環保第 353 号の弁明書において、弊社が不開示を請求している部分に対しまして、条例第 7 条第 3 号に該当しないためと請求を棄却されておりますが、条例第 7 条第 3 号には、「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位ならびにその為正当な利益を害するおそれがあるもの」は不開示に該当すると明記されております。

弊社と致しましては、今回の開示請求文章を公開する事は、弊社の正当な利益を十分に害するものであると考えております。

第 3 実施機関の弁明書の要旨

実施機関の提出した弁明書によれば、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

審査請求の理由として、審査請求人は文書の一部を抜粋した偏った情報などの記事掲載、報道、書き込み等をされることによる世間への誤解から、器物損壊被害や大きな風評被害を被っていることから、上記リスクを避けるために公開情報について最小限にするよう求めており、不開示部分の範囲が狭すぎるとして部分開示決定処分を取り消すとの採決を求めているが、以下の理由により否認する。

(1) 審査請求人は平成 30 年 12 月 7 日付北保第 1660 号「沖縄県赤土等流出防止条例違反について」の文書名を含む全文について不開示とすることを求めているが、当該文

書は審査請求人が沖縄県赤土等流出防止条例（以下「赤土条例」という。）に定められた届出を行わないまま事業行為を実施していたことに対する指導文書であるとともに、平成30年12月3日に行われた事業現場への立入調査の際に、審査請求人から県へ提示された当該事業行為にかかる赤土条例の該当性への疑義について赤土条例の解釈に対する県の立場を示す内容であり、別添図面を除き条例第7条第2号ならびに第3号のいずれにも該当せず、開示情報であると判断する。

- (2) また、審査請求人は平成30年12月12日付沖縄県北部保健所宛てメールに記載された添付資料の説明文および同添付資料内の説明文すべてを不開示とすることを求めているが、当該説明文に記載された内容は概要であり、なおかつ安和棧橋敷地外からも外観で確認できる程度のものであることから、すでに公になっているとみなせる内容であり条例第7条第3号に該当しないと判断する。なお、空撮写真については警備上の支障を生じる恐れのあること、施設の詳細構造を述べた部分については公になっていない内容であることから、不開示としていることを申し添える。
- (3) 審査請求人は平成31年1月22日付北保第1947号「貴社石材の沖縄県赤土等流出防止条例の該当性についてのご質問について（回答）」の文書名を含む全文について不開示とすることを求めているが、当該文書も（1）と同様に審査請求人から提示された当該事業行為にかかる赤土条例の該当性への疑義について、赤土条例の解釈に対する県の立場を示す内容であり、同様に条例第7条第2号ならびに第3号のいずれにも該当しないと判断する。なお、当該文書中における審査請求人の「これまでに指導を受けたことがない」ことを理由に赤土条例対象外であるとの主張を記述した部分については、一般に明らかになっていない内容であり、部分的な切り取り等により風評被害を招く恐れがあることから、不開示としていることを申し添える。

第4 審査会の判断理由

1 当該公文書について

当該公文書は、審査請求人が、安和棧橋構内に製品を仮置きするために実施機関へ提出した事業行為届出書一式等であり、そのうち審査請求人は、実施機関から審査請求人に対して出された行政指導文書（以下「当該文書1」という。）、審査請求人の製品の赤土条例該当性に係る質問に対する実施機関の回答文書（以下「当該文書2」という。）及び審査請求人の担当者から実施機関担当者あて送信されたメール（以下「当該文書3」という。）及び当該文書3の添付資料（以下「当該文書4」という。）の不開示を求めている。

審査請求人は、当該公文書の「開示によって知り得た一部分のみの情報を抜粋し、誤ったニュアンスで取り上げられてしまうと、風評被害」等を受ける可能性があるとして不開示を求めているが、一方で実施機関は条例第7条第2号ならびに第3号のいずれにも該当せず、開示情報であると判断する」として部分開示決定を行っている。

審査会では、当該公文書の見分結果に基づき、実施機関及び審査請求人ともに同条第2号に基づき不開示と判断している箇所については、争いがないことから判断せず、以下、同条第3号における不開示情報該当性について検討する。

2 条例第7条第3号該当性

条例第7条第3号は、法人等に関する情報の不開示情報等の要件を定めたものであり、「当該情報を公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については不開示とする旨を定めたものである。

「法人等に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等と何らかの関連性を有する情報を指すものである。

また「当該法人等の権利」とは、法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用、法人等の運営上の地位を広く含むものであると解される。

そのほか「害するおそれ」があるかどうかの判断にあたっては、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

(1) 実施機関から審査請求人に対して出された行政指導文書（「当該文書1」）

当該文書1には、実施機関が審査請求人へ、赤土条例に定められた届出を行わないまま事業行為を実施していたことに対して指導した内容（以下「指導内容」という。）や、実施機関による赤土条例で定める「赤土等」及び「事業行為」の定義、対象及びこれまでの取扱い、実施機関及び審査請求人による「赤土等」及び「事業行為」の赤土条例への該当性に係る解釈（以下「赤土条例の解釈」という。）の情報が記載されている。

このうち、指導内容及び赤土条例の解釈に係る情報については、新聞報道において、実施機関から審査請求人への当該事業行為に対する栈橋の使用停止や、実施機関及び審査請求人による赤土条例の該当性に係る解釈が掲載されており、既に公にされた情報であると認められることから開示が妥当である。

また、実施機関による赤土条例で定める「赤土等」及び「事業行為」の定義、対象及びこれまでの取扱いに係る情報については、あくまで実施機関による赤土条例の該当する条文の解釈及び取扱いを示したものであり、これを公にすることにより「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれがあるもの」とは認められず、審査請求人に不利益を与える情報ではないことから開示が妥当である。

(2) 審査請求人の製品の赤土条例該当性に係る質問に対する実施機関の回答文書（「当該文書2」）

当該文書2は、審査請求人から文書による質問に対し、実施機関が文書で回答したものであり、実施機関による赤土条例で定める「赤土等」及び「事業行為」の定義、対象、該当性及びこれまでの取扱い、審査請求人による赤土条例の該当性に係る解釈等の情報が記載されている。

これらの情報についても、上記（1）と同様、これを公にすることにより「当該法人等の権利、競争上の地位を害するおそれがあるもの」とは認められず、審査請求人に不利益を与える情報ではないことから開示が妥当である。

(3) 審査請求人の担当者から実施機関担当者あて送信されたメール（「当該文書3」）

及び当該文書3の添付資料である特定日付の写真（当該文書4）

当該文書3及び当該文書4には、審査請求人による赤土等流出防止対策に係る情報が記載されている。

当該情報は、審査請求人が実施した安和栈橋敷地内の赤土等流出防止対策に係る概要が示されたものであるが、安和栈橋敷地外からも外観で確認できる程度の内容であるため、既に公にされた情報であると認められることから開示が妥当である。

ただし、当該赤土等流出防止対策に係る情報のうち、流出抑制工に係る情報については、審査請求人の技術上のノウハウに関する情報であり、「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と認められることから、不開示とすべきである。

なお、審査請求人は、これらの情報を公にすることにより「開示によって知り得た一部分のみの情報を抜粋し、誤ったニュアンスで取り上げられてしまうと、風評被害」等を受ける可能性を示唆しているが、実際に当該被害が生じるかどうかは不確定であり、当該被害により審査請求人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とまでは言えないことから、不開示とする根拠とはならない。

よって、別表記載のとおり判断する。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁 護 士	会長職務代理者
仲村 剛	弁 護 士	
新見 研吾	弁 護 士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年10月24日	諮問書受理
令和元年11月20日	審議（第309回）
令和元年12月9日	審議（第310回）
令和2年1月15日	審議（第311回）
令和2年2月20日	審議（第312回）
令和2年3月25日	審議（第313回）